

○珠洲市週休2日工事实施要領

令和4年9月27日

告示第119号

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るため、本市が発注する建設工事において週休2日を確保（以下「週休2日工事」という。）するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日 工期内の対象期間において、4週8休の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間 工事着手日から工事完了日までの日数のうち、次の期間を除いた日数をいう。

ア 年末年始6日間（12月29日から1月3日まで）及び夏季休暇3日間（8月14日から8月16日まで）

イ 工場製作のみが行われている期間

ウ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

エ 工事事務等による不稼働期間

オ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間

カ 工事の全面中止期間

(3) 4週8休 対象期間に占める現場閉所日数の割合が28.5%（対象期間28日当たりの現場閉所日数が8日）以上の状態をいう。

(4) 現場閉所 工事施工箇所において、材料搬入等の現場作業（現場巡視、保守点検等の現場管理上必要な作業を除く。）、現場事務所での事務作業、出来形計測等を含め、一切の現地作業を行わない状態（降雨、降雪等の影響により現地作業を行わない状態を含む。）をいう。

(5) 工事着手日 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

(6) 工事完了日 工事施工範囲内ですべての作業が完了した日をいう。

(7) 監督員 工事の施工過程において、設計図、設計書及び仕様書等に基づき、工程の管理、立会い及び工事材料の検査等の方法により工事を監督し、受注者に必要な指示を行う職員をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、次のいずれかに該当する工事を除く全ての工事とする。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事
 - (2) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
 - (3) 別表第2に掲げる積算基準によらない工事
 - (4) 前3号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事
- 2 前項の工事を発注する場合は、入札公告又は競争入札執行通知により週休2日工事の対象であることを明示するとともに、受注者の取組内容を記載した別記特記仕様書を提示するものとする。

(工期の設定)

第4条 週休2日工事の工期設定は、原則として第1号によることとするが、これにより難しい場合には第2号によることができるものとする。

- (1) 実工期（施工量を標準日当たり施工量で除した日数）に土木工事積算資料に記載の年間作業不可能率を乗じた日数に、別表第1に規定する工種区分毎の準備日数及び後片付け日数を加算した日数とする。
- (2) 土木工事積算資料に記載の過去の実績による日数又は設計業務等において作成した施工計画を参考とした日数とする。ただし、週休2日を考慮するため、1月当たり4日を加算することとする。

(週休2日工事に要する費用の計上)

第5条 週休2日工事の積算にあたっては、別表第2に規定する積算基準毎の係数を各経費に乗じた補正を行い、当初設計金額を算出するものとする。ただし、労務費の係数を乗じる対象職種は、別表第3のとおりとする。

2 港湾工事の積算にあたっては、前項の規定によるほか、別表第4に規定する市場単価工種毎の係数を乗じた補正を行うものとする。

(週休2日工事の確認等)

第6条 4週8休の達成状況の確認は、特記仕様書に基づき提出される実施工程表により監督員が行うものとする。

2 前項の規定により4週8休の達成状況を確認した結果、4週8休に満たない場合は、前条の規定に基づく係数分を減額するものとする。

(工期変更の制限)

第7条 週休2日工事にあつては、4週8休の確保を事由とした工期変更を行ってはならないものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別表第2に掲げる積算基準によるものとする。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（令和5年告示第158号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名競争入札
執行通知を行う工事から適用する。

別表第1（第4条関係）

工種区分	準備日数	後片付け日数
砂防・地すべり等、河川維持	30日	20日
河川、河川・道路構造物・海岸、道路改良	40日	
舗装（新設）、道路維持	50日	
橋梁保全、舗装（修繕）	60日	
PC橋	70日	
共同溝等、トンネル	80日	
鋼橋仮設、電線共同溝	90日	

別表第2（第3条、第5条関係）

積算基準	労務費	機械経費 （賃料）	共通仮設費	現場管理費
土木工事標準積算基準	1.05	1.04	1.04	1.06
積算基準（電気通信・機械編）	1.05	1.04	1.04	1.06
公共建築工事積算基準	1.05	—	—	—
下水道用設計標準歩掛表 （日本下水道協会）	1.05	1.04	1.04	1.06
水道事業実務必携 （全国簡易水道協議会）	1.05	1.04	1.04	1.06
積算基準（港湾・漁港編）	1.05	1.04	1.02	1.03
農林水産省基準 （農業農村整備事業）	1.05	1.04	1.04	1.09
農林水産省基準 （森林整備保全事業）	1.05	1.04	1.04	1.06

別表第3（第5条関係）

職種
特殊作業員
普通作業員
軽作業員
造園工
法面工
とび工
石工
ブロック工
電工
鉄筋工
鉄骨工
塗装工
溶接工
運転手（特殊）
運転手（一般）
潜かん工
潜かん世話役
さく岩工
トンネル特殊工
トンネル作業員
トンネル世話役
橋梁特殊工
橋梁塗装工
橋梁世話役
土木一般世話役
高級船員（船団長）

普通船員
潜水士（潜水世話役）
潜水連絡員
潜水送気員
山林砂防工
軌道工
型枠工
大工
左官
配管工
はつり工
防水工
板金工
タイル工
サッシ工
屋根ふき工
内装工
ガラス工
建具工
ダクト工
保温工
建築ブロック工
設備機械工（営繕）
交通誘導員警備員 A
交通誘導員警備員 B
電気通信技術者
電気通信技術員
機械設備据付工

別表第4（第5条関係）

市場単価工種	係数
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

別記

珠洲市週休2日工事 特記仕様書

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るため、工事現場における週休2日の確保に取り組む対象工事（以下「週休2日工事」という。）とする。

1 取組内容

受注者は、本工事の施工において週休2日の確保に努めなければならない。

2 対象期間

工事着手日（当該工事において何らかの作業に着手した日）から工事完了日（当該工事におけるすべての作業が完了した日）までの日数とする。

ただし、年末年始6日間（12月29日から1月3日まで）、夏季休暇3日間（8月14日から8月16日まで）、工場製作のみが行われている期間、天災に対する突発的な対応期間、工事事務等による不稼働期間、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間、工事の全面中止期間は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 現場閉所

工事施工箇所において、材料搬入等の現場作業（現場巡視、保守点検等の現場管理上必要な作業を除く。）、現場事務所での事務作業、出来形計測等を含め、一切の現地作業を行わない状態（降雨、降雪等の影響により現地作業を行わない状態を含む。）をいう。

(2) 4週8休

対象期間に占める現場閉所日数の割合が28.5%（対象期間28日当たりの現場閉所日数が8日）以上の状態をいう。

(3) 週休2日

工期内の対象期間において、4週8休を行ったと認められる状態をいう。

4 工事看板

受注者は、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示した工事看板を設置するものとする。

5 計画工程表の提出

受注者は、工事着手前に週休2日の計画工程を記入した工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

6 計画工程表の修正

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は前項の工程表を修正し、発注者に提出するものとする。

7 実施工程表の提出

受注者は、工期最終日までに実施工程を記入した工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

8 週休2日の確認

発注者は、前項の規定に基づき提出された実施工程表により対象期間に占める現場閉所日数の割合を確認し、4週8休の達成状況を確認するものとする。

9 週休2日工事に要する費用の取扱い

本工事の設計金額は、4週8休の達成を前提として算出していることから、前項の規定に基づく確認の結果、4週8休に満たない場合は補正分を減額変更するものとする。

10 工期変更の制限

受注者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、4週8休の確保を事由とした工期の変更は行わないものとする。

11 その他

本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、珠洲市週休2日工事实施要領によるほか、発注者と受注者の協議の上、これを定めるものとする。